

平成23年7月14日

豊島・文京支部会員各位



(社) 全日本不動産協会東京都本部
豊島・文京支部 支部長 荻原 武彦
事業部長(研修担当) 端 厚
事業部長(総務担当) 内藤 淳

豊島文京支部主催 法定研修会 の御案内

拝啓 会員の皆様には、益々ご清祥の事と心よりお慶び申し上げます。

この度、平成23年度第1回(社)不動産保証協会東京都本部 豊島文京地区主催の法定研修会を下記の通り開催致します。

明日(7月15日)、『居住用建物賃貸借における更新料』について、最高裁の判決が示されます。

今回は、我々不動産業者に大きな影響を及ぼすと思われる上記判決を踏まえ、その対応と実務をテーマに研修会を開催致します。

会員の皆様におかれましては、夏休みを控えお忙しいとは存じますが、奮ってご参加下さいます様お願い申し上げます。

敬具

記

日 時： 平成23年8月9日(火)

(受付：午後1時00分 開会：午後1：30)

研修会： 午後1時30分～3時00分

主催：(社)不動産保証協会東京都本部

(社)全日本不動産協会東京都本部 豊島文京支部

(1：30～3：00)

テーマ： 『更新料に関する最高裁判決について』(仮題)

－更新料・敷引き契約 判決と実務へのアドバイス－

講 師： 松田弘法律事務所

弁護士 松田 弘 先生

会 場： 全日東京会館 2階 「全日ホール」

千代田区平河町1-8-13 TEL03-3261-1010

下記FAX番号に御返信願います。

支部事務所 FAX 5940-8152
TEL 5940-8151

尚、誠に勝手ながら準備の都合上、8月2日（火）までにFAXにて出欠のお返事を賜ります様お願い申し上げます。

* 尚、この研修会は宅建業法第64条の6に基づく法定研修会ですので、必ずご受講されますようお願い申し上げます。
代表者、取引主任者、社員等複数で参加して頂いても結構です。

*当日受講者全員に研修済証を交付致します。

法定研修会に 出席します。

欠席します。（理由：_____）

会社名 _____ TEL _____

氏名 _____ FAX _____